

監査結果公表第29-6号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成29年9月29日

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	小 湊 雅 子
同	谷 沢 千 賀 子
同	大 星 なるみ

記

1 措置の通知

平成28年度定期監査（人権文化ふれあい部）の結果に対する措置の通知

平成29年9月19日付け八人人第62号

平成29年度定期監査（監査事務局）の結果に対する措置の通知

平成29年9月25日付け八監第82号

平成29年度定期監査（固定資産評価審査委員会事務局）の結果に対する措置の通知

平成29年9月15日付け八固資第4号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 28 年度定期監査の結果に対する措置の内容(人権文化ふれあい部)

共通事務

指摘事項	講じた措置又は経過
<p>以下の指摘事項については、部内各所属に共通する事務として部内で改めて関係諸規程について確認を行い、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>1 所管施設の防火管理業務について 不特定の人が入り出る建物においては、消防法に基づき、防火管理者を選任し、防火管理者による消防計画の作成や消防用設備等の点検の実施、報告等が義務付けられているが、防火管理者が行うべき消防訓練の実施や消防署への届出等がされていないものが見受けられた。防火管理者は、利用者の安全を確保するために防火管理業務を計画的に行う責任者であるため、適切な防火管理に努めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 29 年 7 月 11 日)</p> <p>各施設において、防火管理者が消防訓練を実施し、実施結果を消防署へ報告しました。 今後は、消防用設備等の点検や点検結果に基づく改善等を計画的に行い、訓練時期については年度当初の年間予定において定めるなど、施設利用者の安全を確保するため、適切な防火管理を行います。</p>
<p>2 八尾市立コミュニティセンター使用許可等に係る事務について 八尾市立コミュニティセンターの使用許可及び使用料減免の決定について、八尾市事務処理規程で定める決裁手続が行われていないことから、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 29 年 4 月 1 日)</p> <p>コミュニティセンターの使用許可及び使用料減免の決定については、八尾市事務処理規程に基づいた決裁者による決裁を行うよう改めました。</p>
<p>3 契約事務について 業務委託契約において、以下のような事例が見受けられたので、八尾市財務規則等の規定を遵守し、適正な事務処理を行うこと。 ①1者のみで見積りで行った随意契約において、伺書に記載された相手方選定理由が合理的でないもの。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 29 年 4 月 1 日)</p> <p>契約の相手方が 1 者しか存在しない場合の選定理由を明確に記載し、1 者見積りのみ取得していたものについて契約の相手方が複数者存在する場合は、相見積りを取得するよう改めました。</p>
<p>②契約締結において、日付のない見積書を受領しているもの。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 29 年 4 月 1 日)</p> <p>見積書受領の際には、日付の記入等の確認を徹底し、記入が無い場合は、相手方に記入を求める等、適正な事務処理を行うよう改めました。</p>

<p>③契約書に定める業務員名簿が提出されていないもの。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 29 年 4 月 30 日) 受託者に指示し、契約に基づく必要書類の提出を受けました。</p>
<p>4 文書事務について 伺書の作成及び收受文書等の取扱いについて、以下のような八尾市文書取扱規程等に定められた事務処理が行われていないものが見受けられたので、関係諸規定に基づき適正な事務処理を行うこと。</p> <p>①伺書において、決裁区分が誤っているものや合議が漏れているもの。 ②伺書において、鉛筆や消去可能なペンで記載しているもの。 ③伺書において、文書の廃棄年月の誤っているもの。 ④收受文書において、受付処理がされていないもの。 ⑤文書処理簿において、処理経過の記載がないもの。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 29 年 4 月 1 日) 課内会議等において周知を行い、八尾市文書取扱規程に基づき適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
<p>5 切手の管理について 切手の保管について、切手使用簿等を作成し管理しているが、残枚数等が記載されていないものや出納員による確認が行われていないものが見受けられた。切手についても現金と同様に適正な管理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 29 年 4 月 22 日) 切手の管理について、切手使用簿に残枚数を記載し、出納員による切手使用簿の確認を行う等、適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
<p>6 備品の管理について 備品台帳から抽出し現品と照合したところ、廃棄手続がされていないものや備品シールの貼付がないものが見受けられたので、速やかに所定の手続をするとともに、備品全般について台帳を基に現品の照合を行い、今後の適切な管理に努めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 29 年 7 月 21 日) 現品と備品台帳との照合確認を行い、備品の表示がなかったものについては、備品シールの貼付を行いました。 また、所在の確認ができなかったものについては、故障等により廃棄したことを確認したため、廃棄の手続きを行いました。</p>

文化国際課

指摘事項	講じた措置又は経過
<p>1 八尾市青少年交流派遣業務の委託契約事務について</p> <p>八尾市青少年交流派遣業務委託契約において、契約書では業務の一部を再委託する場合は事前に市の承認を得ることとされているが、必要な手続が執られていなかった。契約内容については十分な確認を行い、契約の履行を担保するよう適正な事務処理を行うこと。</p> <p>なお、本手続については、平成23年度実施定期監査結果において指摘し措置済みの報告を受けているが、改善されていなかったため、特に留意すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 29 年 5 月 11 日)</p> <p>平成 29 年度事業委託契約時に、契約相手方である公益財団法人八尾市国際交流センターに対し再委託をする場合は事前に市の承認を受けるなど、契約条項を遵守するよう指導しました。</p> <p>今後も契約内容の確認を行い、定期的な協議の場等で契約内容に基づく履行状況の確認等を適切に行っていきます。</p>
<p>2 公益財団法人八尾市国際交流センター運営経費補助金の交付事務について</p> <p>(1) 補助金交付要綱において、補助事業の内容が変更になった場合の手続が定められているが、必要な手続が行われていなかったため、要綱に基づいた適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 29 年 4 月 3 日)</p> <p>補助金交付要綱の内容を再確認し、公益財団法人八尾市国際交流センターに対し、補助事業の内容が変更になった場合は速やかに要綱に基づいた適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>今後は、定期的な協議等の場において、補助事業の履行状況等を確認し、申請内容に変更が生じていた場合には要綱に基づく手続を行うよう指導する等、適正な事務処理を行います。</p>
<p>(2) 補助事業終了後に提出を受けた実績報告書において、記載誤りが見受けられたため、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 29 年 3 月 28 日)</p> <p>公益財団法人八尾市国際交流センターより修正後の実績報告書が提出され、平成 29 年 3 月 15 日付で平成 27 年度補助金を変更し、修正額の返納がありました。</p>
<p>(3) 本補助金は、要綱に基づき、運営経費のうち人件費の全額2,515万624円及び事業費の一部として280万円を交付しているが、補助対象とする事業が明確でないため、要綱等において規定するなどの検討を行うこと。</p>	<p>措置状況 3. 検討中</p> <p>事業費の補助対象経費を明確にし、具体的な積算に基づき補助金を交付するよう、補助金交付要綱の改訂を検討しています。</p>

桂人権コミュニティセンター

指摘事項	講じた措置又は経過
<p>1 行政財産の目的外使用許可に係る事務について</p> <p>行政財産目的外使用許可書における不服申立てをすることができる期間等の教示については、平成28年4月1日施行の全部改正後の行政不服審査法が適用されるべきところ、改正前における不服申立ての制度等の教示をしているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 29 年 4 月 1 日)</p> <p>平成 29 年度分の行政財産目的外使用許可書から現行の行政不服審査法に基づく不服申立ての制度等を教示するよう改めました。</p>

安中人権コミュニティセンター

指摘事項	講じた措置又は経過
<p>1 安中人権コミュニティセンター運営委員会委員の委嘱に係る事務について 委員の委嘱及び解嘱における発令日について、伺書の決裁日以降とすべきところ決裁前の日に遡っているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 29 年 3 月 30 日) 職員会議において指摘事項について周知し、今後の委員の委嘱及び解嘱においては、伺書の決裁以後の日を発令日とするよう事務処理を改めました。</p>

市民ふれあい課

指摘事項	講じた措置又は経過
<p>1 市所有建物等に係る建物総合損害共済加入について 八尾市立龍華コミュニティセンターの建物総合損害共済については、建設工事保険期間に引き続き加入すべきところ、共済の保険期間の開始が遅れていた。また、共済の加入依頼の手続が決裁を経ずに行われていたことから、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 29 年 4 月 1 日) 関係各課と情報共有しながら、正確な建設工事保険期間の確認を徹底することとしました。 また、保険加入等の手続きを依頼する際には、課内決裁を経た後行うよう改めました。</p>
<p>2 八尾市市民活動ネットワーク支援センターの機器使用料徴収事務について 印刷機の使用料徴収事務については、同センターを管理するNPO法人に委託されており、仕様書に基づき、徴収した現金は月締めで市に提出するまでの間受託者の金庫に保管されているが、八尾市財務規則に準じた事務処理となるよう契約内容について検討されたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 29 年 7 月 1 日) 八尾市市民活動支援ネットワークセンターの印刷機の徴収した使用料については、原則翌日までに市に提出するよう仕様書の内容を変更しました。</p>
<p>3 校区まちづくり協議会交付金に係る事務について (1) 校区まちづくり交付金を活用して取り組む安全安心事業等において、校区まちづくり協議会が青色防犯パトロールカーの保管場所を学校敷地内とする場合は、行政財産目的外使用許可を受ける必要があるが、手続が漏れているもの等が見受けられたので、適正な手続が行われるよう努められたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 29 年 3 月 31 日) 行政財産目的外使用許可の手続が漏れている校区まちづくり協議会については、行政財産目的外使用許可を受けました。</p>
<p>(2) 校区まちづくり交付金は、地域がそれぞれの特性をいかしながら自主的、主体的に取り組まれる地域活動に対する財政的援助を目的としているが、地域の実情に応じた自主的な活動を支援するためにより効果的なものとなるよう、定期的な検証を行い、交付金制度の充実に努められたい。</p>	<p>措置状況 3. 検討中 平成 29 年度に向けては事業費の年度間調整について校区まちづくり連絡会等で意見を集約し、申請時期・マニュアルの見直しを行いました。今後も引き続き、地域活動が推進されるよう、交付金の執行状況や各校区まちづくり協議会から提出される交付金事業の課題や成果を取りまとめ、交付金の分析、検証等を定期的に行い、交付金制度の見直し、充実に努めていきます。</p>

<p>4 八尾市自治振興委員会補助金交付に係る事務について</p> <p>八尾市自治振興委員会補助金交付要綱において、補助対象経費となる項目が定められているが、交付額確定の審査に係る基準となる範囲が不明瞭なものが見受けられた。補助金交付の効果性と透明性を確保するため、規定の整備を検討すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 29 年 7 月 10 日)</p> <p>八尾市自治振興委員会補助金の補助対象経費について、補助金交付の効果性と透明性を確保するよう要綱の整備を図りました。</p>
---	---

市民課

指摘事項	講じた措置又は経過
<p>1 過誤納金の払戻しに係る事務について 個人番号通知カード再交付手数料の誤納による払戻しにおいて、八尾市財務規則に基づく払戻しの手続がなされていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 29 年 5 月 15 日) 個人番号通知カード再交付手数料の払戻しに係る事務について、八尾市財務規則の規定に基づく適正な事務処理を行うよう注意事項や手順を記載した文書を作成し、所属職員及び窓口業務委託事業者に周知徹底を行いました。</p>
<p>2 本庁舎広告付き番号案内表示機設置及び運用業務に係る委託契約について 委託契約書において、「委託契約期間満了日の3か月前までに書面による申出がない限り、満了日の翌日から1年毎に自動更新するものとする」としているが、契約の競争性及び公平性を確保する観点から、自動更新については見直しを検討すること。</p>	<p>措置状況 3. 検討中 委託契約書における自動更新の条項については、現委託契約期間満了までに見直しをするよう、検討を行っていきます。</p>